



じゃあ  
五代さんの外出中に  
マスターキーで  
部屋の中に入つて  
荷物を処分することは  
できますか？

じゃあ  
どうすれば…

それもダメです  
住居侵入罪や  
器物損壊罪の  
刑事责任を問われる  
可能性があります

損害賠償責任も！



弁護士に依頼して  
いたいた場合を  
念頭に置いて  
説明しますね

まずは家賃滞納者である  
五代さんに弁護士名で  
滞納賃料の支払いと  
退去を求める  
内容証明を出します

同時に  
特定記録郵便も！

また  
連帯保証人にも  
滞納賃料の  
請求をします

賃貸借契約書

本人が無責任でも  
親御さんが  
しつかりされていて  
協力してくれる  
こともあります

連帯保証人は  
五代さんの  
親御さんですよね？

けど、本人は無職で  
貯金もなさそうですが

交渉次第ですが  
早期に退去と  
滞納賃料の支払いを  
実現できることが  
あります

それから  
弁護士が  
五代さんや  
連帯保証人と  
交渉します

連帯保証人  
家賃滞納者  
(五代)  
弁護士

